

# 平成21年度 大分県身体障がい者巡回相談会のお知らせ

身体障害者手帳や補装具についての相談を受けます。

**無料**

## ●期 日

6月25日(木)

## ●検査・診察開始

(聴覚) 午後0時30分から

(肢体) 午後1時30分から



## ●場 所

国東保健センター (国東町田深)

☎0978-73-2450

※聴覚、肢体ともに予約制ですので、相談を希望される方は6月10日までに福祉対策課までご連絡ください。

## ●内 容

### 1 対象者

- ① 新たに身体障害者手帳の交付を受けたい方、または既に所持している身体障害者手帳の等級を変更したい方
- ② 義肢、装具、車椅子及び補聴器等の補装具の給付を受けたい方
- ③ 補装具が処方どおり製作及び調整されているか等を確認する補装具適合判定を受けたい方  
※適合判定は、補装具製作者も同席することになりますので、適合判定を希望される方は補装具業者と相談のうえ2週間前までに市に連絡してください。

- ④ その他身体障がい者福祉に係る各種制度等の相談をしたい方

### 2 診察科目 (今回の相談は下記の障がいのみです)

- ① 肢体不自由  
むさし整形外科医院 多治見新造 先生
- ② 聴覚障害  
大分大学医学部 鈴木 正志 先生

## ●その他

- (1) 既に身体障害者手帳をお持ちの方は、当日持参してください。
- (2) 参考となる診断書、レントゲン写真、補装具等を所持している場合も当日持参してください。
- (3) 『聴覚障がい』について午後0時30分に聴力等の測定をし、該当の可能性がある場合は午後1時30分から医師による診察を受けることとなります。
- (4) 当日の診察及び診断書に係る費用は無料です。

## ●問い合わせ

福祉対策課 障がい福祉班 ☎0978-72-5164

## 国東市介護者手当のお知らせ

国東市介護者手当は、ご家庭で寝たきりの高齢者や心身障がい者を介護している方に支給されます。

高齢者 (65歳以上)		心身障がい者 (20歳以上～65歳未満)	
対象者	介護保険法に規定する要介護4以上と認定されてから1年を経過した高齢者を介護している方 要介護3と認定された高齢者を2人以上介護している方	対象者	「身体障害者手帳(1～2級)」・「療育手帳(重度)」・「精神障害福祉保健手帳(1級)」のいずれかをお持ちの障がい者(障害程度区分が、5以上に認定されている方。注.その他の要件あり)を介護している方
支給額	月額1万円	支給額	月額1万円
支給月	10月・4月の年2回	支給月	10月・4月の年2回
問い合わせ	市民健康課 介護保険班 ☎0978-72-1111	問い合わせ	福祉対策課 障がい福祉班 ☎0978-72-5164